

## 令和6年度税制改正による影響について

## 1 概要

令和5年度税制改正大綱が示され地方税法施行令の改正が予定されているため、以下のとおり改正します。(2024年4月1日施行)

(1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を24万円(現行:22万円)に引き上げる。

(2) 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を29.5万円(現行:29万円)に引き上げる。

② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を54.5万円(現行:53.5万円)に引き上げる。

## 2 被保険者への影響

## (1) 国民健康保険税の課税限度額の引き上げの影響

課税限度額に達する世帯数 及び課税限度額超過分	改正前		改正後		増減	
	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)	世帯数 (件)	課税限度額 超過分 (千円)
医療分 課税限度額:65万円	919	862,908	919	862,908	0	0
後期高齢者支援金分 課税限度額:22万円→24万円	903	285,937	780	269,304	△123	△16,633
介護分 課税限度額:17万円	569	131,251	569	131,251	0	0
<b>課税限度額超過分 計</b> 課税限度額 計:104万円→106万円	-	<b>1,280,096</b>	-	<b>1,263,463</b>	-	<b>△16,633</b>

※2023年4月1日時点の世帯数・人数を基に作成しています

## (2) 国民健康保険税の軽減対象となる所得の基準の改正の影響

軽減の対象となる 世帯数・人数・軽減額	改正前		改正後		増減		
	世帯数 (件)	人数 (人)	世帯数 (件)	人数 (人)	世帯数 (件)	人数 (人)	
国保総世帯数及び総人数(A)	55,269	80,721	55,269	80,721	0	0	
7割軽減 世帯数・人数	15,883	19,909	15,883	19,909	0	0	
5割軽減 世帯数・人数	5,809	9,849	5,928	10,051	119	202	
2割軽減 世帯数・人数	5,537	9,402	5,628	9,553	91	151	
<b>軽減 計</b>	<b>世帯数 ・人数</b>	<b>27,229</b>	<b>39,160</b>	<b>27,439</b>	<b>39,513</b>	<b>210</b>	<b>353</b>
	総数(A)に 占める割合	49.27%	48.51%	49.65%	48.95%	0.38	0.44
<b>軽減額 (千円)</b>	<b>1,114,699</b>		<b>1,121,495</b>		<b>6,796</b>		

※2023年4月1日時点の世帯数・人数を基に作成しています